

心肺蘇生法(CPR) / 自動体外式除細動器(AED)について

～ストレングス&コンディショニング専門職は、CPR/AED資格の保持が義務づけられています～

2004年7月より、それまでは医療従事者のみ使用が認められていたAEDを、一般市民も使用することが可能になりました。これに伴い、AEDが様々な場所に設置され、一次救命に対する関心も高まっています。2008年12月時点で、日本での119番通報から救急隊到着までの平均所要時間は約7分となっていますが、除細動実施までの時間が1分遅れるたびに約10%の割合で救命の可能性が低下する(国際救命救急協会Public Access Defibrillation Seminar Noteより引用)ともいわれ、市民による一次救命の必要性が広がっています。



その一方で、医療従事者や運動指導従事者に対しては、一般市民レベルとの対比の中で、より高度なCPRおよびAEDの技術の習得が、義務であると考えられるようになってきました。医療の現場やスポーツ指導の場では、そういった場面に直面する確率が圧倒的に高くなるとともに、市民による善意の一次救命とは、求められる技術レベルが異なると考えられるようになってきたからです。

ストレングス&コンディショニング専門職という立場の資格認定者の方々は、不測の事態が起こった場合に、適切な処置ができないと、安全配慮義務を怠ったと判断され、法的責任を負うことになる可能性もあるのです。

このような背景のもと、NSCAジャパンでは、2006年よりすべての認定者に対して、常に有効なCPR資格の保持を義務づけました。また、今期(2009～2011年)より、有効なCPRとAED資格を常時保持することを義務づけると同時に、米国NSCAのCEU採否基準に従い、保持義務である資格取得のための講習会をCEUの対象から外すこととなりました。

NSCAジャパンは、認定者の自主的なCPRおよびAED技術レベルの向上活動を奨励するとともに、運動指導従事者としての安全配慮義務が確実に遂行できるよう、これらの資格保持の必要性の周知徹底に努めてまいります。

2009年1月

特定非営利活動法人 NSCAジャパン
日本ストレングス&コンディショニング協会
理事長 金久博昭
事務局長 阿部良仁